

議案第 57 号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区特別区税条例（昭和 39 年杉並区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「第 2 章」の次に「（第 8 条を除く。）」を、「第 3 章」の次に「（第 14 条を除く。）」を加える。

第 16 条第 5 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 36 条の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 36 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 33 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1」に改める。

附則第 13 条第 1 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

附則第 13 条の 3 第 1 項中「規定する株式等」の次に「（以下この条において「株式等」という。）」を加え、同条第 2 項中「同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改める。

第 2 条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第3条の2第4項中「又は第14条の2第1項」を「、第13条の2第1項又は第14条第1項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「又は附則第14条の2第1項」を「、附則第13条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条第1項」に改める。

附則第3条の6中「又は附則第14条の2第1項」を「、附則第13条の2第1項又は附則第14条第1項」に改める。

附則第7条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第16条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第16条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「区民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第16条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、区民税」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第13条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該区民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額

に係る所得の金額（第16条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第13条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第13条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該区民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第16条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第13条第1項」とあるのは「附則第13条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第13条の3から第14条までを削る。

附則第14条の2第2項中「附則第14条の2第1項」を「附則第14条第1

項」に改め、同条を附則第14条とする。

附則第14条の3を削る。

附則第14条の4第2項中「附則第14条の4第1項」を「附則第14条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に、「附則第14条の4第4項」を「附則第14条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に改め、「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号及び第6項中「附則第14条の4第3項」を「附則第14条の2第3項」に改め、同条を附則第14条の2とする。

附則第14条の5を削る。

附 則

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第3条の2第1項の改正規定及び次条の規定 公布の日
- (2) 第1条中附則第13条の3の改正規定及び附則第3条第1項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中第36条の2第1項及び第36条の5第1項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成28年10月1日
- (4) 第2条及び附則第3条第4項の規定 平成29年1月1日

第2条 第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）第3条の2第1項の規定は、公布の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした第1条の規定による改正前の杉並区特別区税条例第3条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

第3条 新条例附則第13条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）について適用する。

- 2 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定

短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する区民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第36条の2及び第36条の5の規定は、平成28年10月1日以後の公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の杉並区特別区税条例附則第3条、第3条の2、第3条の6、第7条及び第13条から第14条の2までの規定中区民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の区民税について適用し、平成28年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

公的年金からの特別徴収制度の見直しを行う等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（杉並区行政手続条例の適用除外）</p> <p>第3条の2 杉並区行政手続条例（平成7年杉並区条例第28号。以下「手続条例」という。）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、<u>手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）</u>の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第16条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法第23条第1項第17号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第21条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）</p>	<p>（杉並区行政手続条例の適用除外）</p> <p>第3条の2 杉並区行政手続条例（平成7年杉並区条例第28号。以下「手続条例」という。）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、<u>手続条例第2章_____及び第3章_____</u>の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第16条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法第23条第1項第16号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第21条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）</p>

第36条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第36条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

第36条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第36条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の_____10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

(1) 当該年度の初日の属する年の1

(1) 略

(2) 略

2 略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第36条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をい

月1日以後引き続き区の区域内に住
所を有する者でない者

(2) 略

(3) 略

2 略

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第36条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第36条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額

_____に相当する額をい

う。以下この節において同じ。)を、
当該年度の初日からその日の属する年
の9月30日までの間において特別徴
収対象年金給付の支払をする際、特別
徴収の方法によつて徴収する。

2及び3 略

附 則

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税
の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務
者が前年中に租税特別措置法第37条
の10第1項に規定する株式等に係る
譲渡所得等を有する場合には、当該株
式等に係る譲渡所得等については、第
16条及び第19条の規定にかかわら
ず、他の所得と区分し、前年中の当該
株式等に係る譲渡所得等の金額として
令附則第18条第6項に定めるところ
により計算した金額(当該区民税の所
得割の納税義務者が法第23条第1項
第17号に規定する特定株式等譲渡所
得金額(以下この項において「特定株
式等譲渡所得金額」という。)に係る
所得を有する場合には、当該特定株式
等譲渡所得金額に係る所得の金額(第
16条第6項の規定により同条第5項
の規定の適用を受けないものを除
く。)を除外して算定するものとし
る。以下この項において「株式等に係

う。以下この節において同じ。)を、
当該年度の初日からその日の属する年
の9月30日までの間において特別徴
収対象年金給付の支払をする際、特別
徴収の方法によつて徴収する。

2及び3 略

附 則

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税
の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務
者が前年中に租税特別措置法第37条
の10第1項に規定する株式等に係る
譲渡所得等を有する場合には、当該株
式等に係る譲渡所得等については、第
16条及び第19条の規定にかかわら
ず、他の所得と区分し、前年中の当該
株式等に係る譲渡所得等の金額として
令附則第18条第6項に定めるところ
により計算した金額(当該区民税の所
得割の納税義務者が法第23条第1項
第16号に規定する特定株式等譲渡所
得金額(以下この項において「特定株
式等譲渡所得金額」という。)に係る
所得を有する場合には、当該特定株式
等譲渡所得金額に係る所得の金額(第
16条第6項の規定により同条第5項
の規定の適用を受けないものを除
く。)を除外して算定するものとし
る。以下この項において「株式等に係

る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区民税の所得計算の特例)

第13条の3 区民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額

る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 略

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区民税の所得計算の特例)

第13条の3 区民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額

と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（以下この条において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた区民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非

と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等_____の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた区民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非

課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等

_____の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第13条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

課税口座内上場株式等と同一銘柄の同

法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第13条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

第2条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 附則第9条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第10条第1項、第12条第1項、第13条第1項、<u>第13条の2第1項又は第14条第1項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合</p>	<p>附 則 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 附則第9条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第10条第1項、第12条第1項、第13条第1項<u>又は</u><u>第14条の2第1項</u>の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合</p>

計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第13条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 略

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第3条の2 略

2及び3 略

4 附則第9条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第10条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第13条の2第1項又は第14条第1項の規定の適用がある場合における前項

計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条の2第1項

に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 略

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第3条の2 略

2及び3 略

4 附則第9条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第10条第1項、第12条第1項、第13条第1項又は第14条の2第1項の規定の適用がある場合における前項

の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第13条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第7条第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項、附則第13条の2第1項又は附則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定す

の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条の2第1項

に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第7条第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項又は附則第14条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定す

る特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例）

第7条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項_____において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合に_____

_____は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において

る特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得に係る区民税の課税の特例）

第7条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税

_____について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第16条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等

_____に係る配当所得については、同条第1項_____及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下_____この項において

「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。) に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額 (上場株式等に係る配当所得等の金額 (第3項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) をいう。) の $\frac{3}{100}$ に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第3条の3第1項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。) に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第16条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第16条第1項及び第2項並びに第19

「上場株式等に係る配当所得の金額」という。) に対し、上場株式等に係る課税配当所得 の金額 (上場株式等に係る配当所得の金額 (第3項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) をいう。) の $\frac{3}{100}$ に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第3条の3第1項の規定は、適用しない。

- 2 区民税
- _____

_____の所得割の納税義務者が前
年中に支払を受けるべき上場株式等
_____の配当等に係る配当所得について第
16条第1項及び第2項並びに第19

条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 略

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」と

条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 略

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」と

あるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(

_____以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に 係る譲渡所得等の金額(次項第1号 の規

あるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(株式等 _____ に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に _____ 係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に _____ 係る譲渡所得等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に _____ 係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該区民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。) に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第16条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。) を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に _____ 係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に _____ 係る課税譲渡所得等の金額(株式等に _____ 係る譲渡所得等の金額(第2項第1号 の規

定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 略

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の

定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条第1項に規定する株式等」に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 略

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条第1項に規定する株式等」に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等」に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する株式等」に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の

額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該区民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第16条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る

額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第13条の2 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 区民税の所得割の納税義務者が前年

譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第13条第1項」とあるのは「附則第13条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第24条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含

む。) に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。) に限り、適用する。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区民税の所得計算の特例)

第 1 3 条の 3 区民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第 3

7 条の 1 4 第 5 項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約 (次項において「非課税上場株式等管理契約」という。) に基づき同条第 1 項に規定する非課税口座内上場株式等 (その者が 2 以上の同条第 5 項第 1 号に規定する非課税口座 (以下この条において「非課税口座」という。) を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。) の譲渡をした場合には、令附則第 1 8 条の 6 の 2 第 3 項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第 3 7 条の 1 0 第 2 項に規定する株式等 (以下この条において「株式等」という。) の譲渡による事業所得

の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた区民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第13条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

（特定口座を有する場合の区民税の所得計算の特例）

第13条の4 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37

条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る区民税の所得計算の特例）

第13条の5 区民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 区民税の所得割の納税義務者が第16条第4項の規定によりその有する源

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第13条の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第24条第1項の規定による申告書を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を

む。)に限り、附則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の区民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき都民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第16条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第7条の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第13条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定によ

り前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第24条第1項又は第4項の規定による申告書（第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第7条第1項及び第2項並びに

附則第13条第1項の規定の適用については、附則第7条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第13条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、附則第13条第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第13条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

6 第24条第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の区民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第13条の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載

した規則で定める申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第25条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第13条の6第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第13条の6第6項において準用する前条第5項」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）

第14条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条

において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第24条第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する

所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第24条第1項又は第4項の規定による申告書(第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに出した場合を含む。)において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後にお

いて区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第13条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第14条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

5 第24条第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の区民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失または雑損失の金額」とあるのは「附則第14条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「、同項

に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第25条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第14条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第14条第5項において準用する前条第5項」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例）

第14条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条第1項に規定する先物取引に係る

（先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例）

第14条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る

雑所得等の金額」とする。

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項」の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項」の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項」の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条第1項」に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第

雑所得等の金額」とする。

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項」の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項」の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項」の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2第1項」に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第

1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第14条の3 所得割の納税義務者の前
年前3年内の各年に生じた法附則第3
5条の4の2第8項に規定する先物取
引の差金等決済に係る損失の金額(こ
の項の規定により前年前において控除
されたものを除く。以下この項におい
て「先物取引の差金等決済に係る損失
の金額」という。)は、当該先物取引
の差金等決済に係る損失の金額の生じ
た年の末日の属する年度の翌年度の区
民税について先物取引の差金等決済に
係る損失の金額の控除に関する事項を
記載した第24条第1項又は第4項の
規定による申告書(第3項において準
用する同条第5項の規定による申告書
を含む。以下この項において同じ。)

を提出した場合（区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

3 第24条第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の区民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも

該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第14条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第25条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第14条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第14条の3第3項において準用する前条第5項」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の2 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第14条の4 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第20条、第20条の2第1項、第21条、第21条の2第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項前段、附則第3条の3第1項、附則第3条の5第1項及び附則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」

とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の

とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の

2 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第 20 条、第 20 条の 2 第 1 項、第 21 条、第 21 条の 2 第 1 項、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 20 条、第 21 条及び第 21 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 14 条の 2 第 3 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 20 条の 2 第 1 項前段、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 14 条の 2 第 3 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 20 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 14 条の 2 第 3 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第 21 条の 2 第 1 項中「第 16 条第 4 項」とあるのは「附則第 14 条の 2 第 4 項」とする。

(3) 第 22 条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 14 条の 2 第 3 項に規定

4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第 20 条、第 20 条の 2 第 1 項、第 21 条、第 21 条の 2 第 1 項、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 20 条、第 21 条及び第 21 条の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 14 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 20 条の 2 第 1 項前段、附則第 3 条の 3 第 1 項、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 14 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 20 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 14 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第 21 条の 2 第 1 項中「第 16 条第 4 項」とあるのは「附則第 14 条の 4 第 4 項」とする。

(3) 第 22 条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 14 条の 4 第 3 項に規定

する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第3項の規定による区民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの

する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る_____配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの

及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る区民税の課税の特例)

第14条の5 所得割の納税義務者が支払つた又は控除される保険料(租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。)については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例

の規定を適用する。

- 2 第24条第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 公的年金からの特別徴収制度の見直し</p> <p>(1) 特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に区の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとする。</p> <p>(2) 特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する年金所得に係る仮特別徴収税額を、区が特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の区民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額とすることとする。</p> <p>仮特別徴収税額とは、当該年度の年税額が決定されていない等の理由から、年度の初日から9月30日までの間において仮に特別徴収する額をいう。</p> <p>(区税条例第36条の2及び第36条の5・地方税法第321条の7の2及び第321条の7の8並びに地方税法施行令第48条の9の12)</p>	平成28年10月1日	平成28年10月1日以後の公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収について適用
	<p>2 特定公社債等の利子等に対する課税</p> <p>平成28年1月1日以後に支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、3%の税率による分離課税とすることとする。</p> <p>特定公社債等とは、特定公社債(配当割の課税対象となる国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債等をいう。)、公募公社債投資信託の受益権、投資信託以外の公募投資信託の受益権等をいう。</p> <p>(区税条例附則第7条・地方税法附則第33条の2)</p>	平成29年1月1日	平成29年度分から適用

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>3 株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の見直し</p> <p>株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等（特定公社債等に係る譲渡所得（現行は非課税）を含む。）に対する分離課税とそれ以外の一般株式等に係る譲渡所得等に対する分離課税とに分けて規定することとする。</p> <p>（区税条例附則第 13 条及び第 13 条の 2・地方税法附則第 35 条の 2 及び第 35 条の 2 の 2）</p>	平成 29 年 1 月 1 日	平成 29 年度 分から適用
特別区民税等	<p>4 処分の理由の提示</p> <p>申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分について、杉並区行政手続条例の規定に基づき当該処分の理由を示さなければならないこととする。</p> <p>（区税条例第 3 条の 2・地方税法第 18 条の 4）</p>	公布の日	公布の日以後 にする処分について適用